

# 御嵩町重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年3月

## 第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3

## 第2章 計画の基本的な考え方

1 事業の目的.....	4
2 基本方針.....	4

## 第3章 事業の内容と実施体制

1 事業の構成.....	5
2 支援会議と重層的支援会議.....	9
3 実施体制.....	10

## 第4章 計画の推進体制・管理・評価

1 計画の推進体制.....	11
2 計画の進捗管理.....	11
3 事業の評価.....	11

## 第1章 計画の策定に当たって

### 1 計画策定の背景

近年の少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、地域コミュニティのつながりが薄れ、地域で課題を解決する力が弱まっています。このような社会情勢の中、従来の社会保障制度においては高齢、障がい、子ども、生活困窮といった各分野の専門的な支援を充実させてきました。しかしながら、8050問題、ヤングケアラー、ひきこもり等のように、複数の課題が複雑に絡み合った世帯や、どの制度にも当てはまらない狭間のニーズ等、従来の制度では支援から漏れてしまう事例が顕在化してきており、必要な支援が届かないまま状況が深刻化する事例も増加しています。

行政だけでは対応が困難なこれらの状況を解決するため、平成28年6月には、ニッポン一億総活躍プランに制度・分野の枠や、支える側、支えられる側という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会の創設を目指した「地域共生社会」の実現が盛り込まれました。そして、その実現に向けた取組を推進するため、平成30年4月には社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の一部が改正され、市町村は、その地域の实情に応じて、地域住民等及び支援関係機関による地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされました。さらには、令和3年4月に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）による法の一部改正により、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。

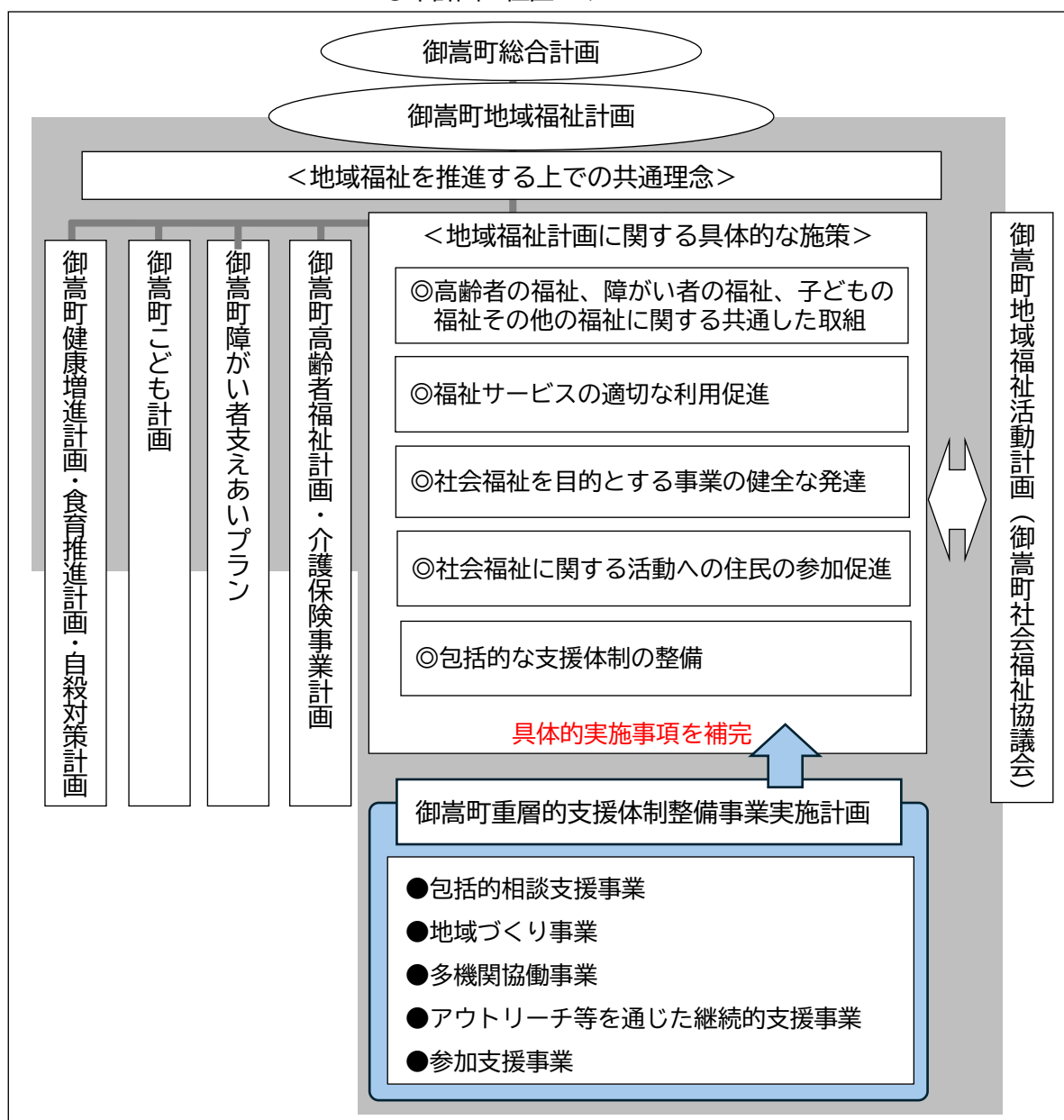
これらを受け、本町では、第4次御嵩町地域福祉計画（令和6年3月策定）において、「ともに生き、ともにつくる 安心とふれあいのあるまち みたけ」をスローガンに、町民の誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、安全な地域をともに作っていくことのできる「地域共生社会」を目指して重層的支援体制整備に取り組むこととし、包括的な相談体制の確立を目指し、地域包括支援センター、基幹相談支援センター及びこども家庭センターといった各分野の相談機関を集約するなど体制整備を進めてきました。

本町では、令和8年度から、支援関係機関や地域の既存の取組を活かしながら連携することにより包括的な支援体制の構築を目指して重層的支援体制整備事業を開始するとともに、具体的な手法等を定めるため御嵩町重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、法第 106 条の 5 の規定に基づいて策定されるものであり、第 4 次御嵩町地域福祉計画に掲載する「重層的支援体制整備事業」の項目を補完するものとして位置づけられます。また、本計画は重層的支援体制整備事業の適切かつ効果的な実施を図るため、事業実施に必要な事項に特化した内容のものとなります。

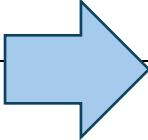
### ●本計画の位置づけ



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間とします。

PDCAサイクルにより、年度ごとに実施状況を確認した上で評価を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行います。また、地域福祉計画との一体的見直し等についても今後検討を行います。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第4次地域福祉計画						
重層的支援体制整備事業実施計画						

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 事業の目的

重層的支援体制整備事業では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、高齢、障がい、子ども、生活困窮などの分野を超えて多様な専門職と地域住民とが協働することにより、包括的な相談支援体制と住民主体の課題解決体制を構築することを目的とします。

### 2 基本方針

本計画は、第4次御嵩町地域福祉計画に掲載する「重層的支援体制整備事業」を補完するものとして位置づけられます。重層的支援体制整備事業の適切かつ効果的に実施するため、事業実施における提供体制図、事業ごとの具体的内容を本計画にて整理・記載し、定めます。

### 第3章 事業の内容と実施体制

#### 1 事業の構成

重層的支援体制整備事業において本町が実施する事業は下表のとおりです。

社会福祉法上の区分 (第106条の4第2項)		重層事業	重層事業(細別)	属性
第1号	イ	包括的相談支援	地域包括支援センターの運営	高齢
	ロ		障がい者相談支援事業	障がい
	ハ		利用者支援事業	子ども
	ニ		福祉事務所未設置町村による相談事業	困窮
第2号		参加支援	【新規】参加支援事業	-
第3号	イ	地域づくり事業	地域介護予防支援事業	高齢
	ロ		生活支援体制整備事業	高齢
	ハ		地域活動支援センターの基本事業	障がい
	ニ		地域子育て支援拠点事業	子ども
	-		【新規】生活困窮者支援等のための地域づくり事業	困窮
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援	【新規】アウトリーチを通じた継続的支援事業	-
第5号		多機関協働	【新規】多機関協働事業	-
第6号		支援プランの作成 (※)	(※) 支援プランの作成は多機関協働事業と一体的に実施	-

### 【包括的相談支援】

それぞれの相談支援機関が、困りごとを抱える方の相談を、高齢、障がい、子ども、生活困窮など相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず包括的に受け止め、その課題を整理した上で、利用可能な福祉サービス等の情報提供等により必要な支援機関につなぐなどの支援を行います。

また、複雑化・複合化した課題については、多機関協働事業につなぎ、各種関係機関等と連携して支援を行います。

重層事業	重層事業(細別)	属性	概要
包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営 (第1号のイ)	高齢	【実施形態】委託 【相談支援機関】地域包括支援センター 【所管】保険長寿課 高齢福祉係
	相談支援事業 (第1号のロ)	障がい	【実施形態】直営+委託 【相談支援機関】基幹相談支援センター 【所管】福祉子ども課 社会福祉係
	利用者支援事業 (第1号のハ)	子ども	【実施形態】直営 【相談支援機関】こども家庭センター、保健センター 【所管】福祉子ども課 子育て応援係、こども家庭センター、保健予防係
	福祉事務所未設置町村による相談事業 (第1号のニ)	困窮	【実施形態】直営 【相談支援機関】福祉子ども課 社会福祉係 (岐阜県(可茂県事務所)、岐阜県社会福祉協議会と連携して対応) 【所管】福祉子ども課 社会福祉係

【多機関協働事業等】

複雑化・複合化した福祉的課題の整理（解きほぐし）や、部署横断的な支援プラン作成などを行う「多機関協働事業」をはじめ、自ら支援を求めることができないなどの理由で必要な支援が行き届いていない人たちへ支援を届けるための「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、社会参加が困難な状態にある人たちそれぞれのニーズに即した社会資源とのマッチングを図る「参加支援事業」の実施により、分野ごとの支援だけでは解決できない福祉的課題の解決を図ります。

重層事業	重層事業(細別)	属性	概要
多機関協働事業等 (アウトリーチ、参加支援を含む)	多機関協働事業 (第5、6号)	-	【実施形態】直営（+社協からの出向含む） 【所管】福祉子ども課 社会福祉係 複雑化・複合化した支援ニーズを有する事案に対して支援を行います。 重層的支援会議を開催し、支援プランの策定や、ひとつの事案に混在する課題の解きほぐし、役割分担など、部署横断的な調整機能を果たします。
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (第4号)	-	【実施形態】委託 【所管】福祉子ども課 社会福祉係 支援プランに基づき、自ら支援を求めることができないなどの理由によって必要な支援の提供が困難な状態にある人に対し、訪問等による伴走的な信頼関係の構築を図り、社会参加へとつなげます。
	参加支援事業 (第2号)	-	【実施形態】委託 【所管】福祉子ども課 社会福祉係 支援プランに基づき、地域の社会資源などを活用することで、社会参加が困難な状況にある人が社会とのつながり、参加の機会を獲得できるよう支援を行う事業です。個々のニーズ、課題を丁寧に把握し、それぞれにとって最適な支援メニューを作成します。

### 【地域づくり事業】

地域住民が参加する活動や、そのネットワークによって、地域の課題を地域自らで解決することを目的とします。また、地域住民のニーズや生活課題の実態把握を行い、それらの解決に資する地域での活動を活性化させられるよう活動支援、情報発信等を行います。

重層事業	重層事業(細別)	属性	概要
地域づくり事業	地域介護予防支援事業 (第3号のイ)	高齢	【実施形態】直営+委託 【所管】保険長寿課 高齢福祉係 介護予防活動の地域展開を目指して、「ボランティア等の育成」や「多様な地域活動組織の育成及び支援」等を行い、住民主体の通いの場等の活動を支援します。
	生活支援体制整備事業 (第3号のロ)	高齢	【実施形態】委託 【所管】保険長寿課 高齢福祉係 生活支援・介護予防サービスの資源開発やネットワーク構築等のためのコーディネート機能を果たす、生活支援コーディネーターの配置等を行うことで、多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進します。
	地域活動支援センターの基本事業 (第3号のハ)	障がい	【実施形態】委託 【所管】福祉子ども課 社会福祉係 利用者に対する創作的活動や生産活動機会の提供や社会との交流促進を実施する地域活動支援センターの設置により、利用者の地域生活支援を促進します。
	地域子育て支援拠点事業 (第3号のニ)	子ども	【実施形態】直営 【所管】福祉子ども課 子育て応援係、子育て支援センター 親子の交流する場の提供と交流の促進、子育てに関する相談等を実施することで地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て世帯の不安感を緩和すると共に、子どもの健やかな育ちを支援します。
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	困窮	【実施形態】委託 【所管】福祉子ども課 社会福祉係 地域住民が持つニーズや課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、多様な担い手同士の連携する仕組み作りを通じ、地域福祉の活性化を図ります。

## 2 支援会議と重層的支援会議

重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要となります。そのため、支援会議及び重層的支援会議を運営し、個々の事案を検討することで、事例ごとの支援方針や手法を計画的に管理・運用します。

各会議の役割は下記のとおりであり、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「参加支援事業」は、重層的支援会議で決定した支援プランに基づき実施します。

### 【支援会議】

法第 106 条の 6

実施主体：社会福祉係

本人同意：

- ・ 不要(守秘義務あり)

目的：

- ・ 複雑化が予測される潜在的ケースの把握、情報共有
- ・ 支援方針等の検討
- ・ 地域資源の充足状況などについて検討 etc.

構成：

- ・ 事務局：社会福祉係
- ・ 会長：福祉子ども課長
- ・ 副会長：保険長寿課長
- ・ 町の関係各課(部局不問)
- ・ 包括的相談支援事業者
- ・ その他必要な者

その他：

- ・ 月 1 回の定例開催
- ・ 本会議では多機関も構成員
- ・ 重層的支援会議に諮るか否かを構成員で検討

支援会議で重層的支援体制整備事業の利用が必要と認められた場合



### 【重層的支援会議】

重層的支援体制整備事業実施要綱

実施主体：多機関協働事業者

本人同意：

- ・ 必要

目的：

- ・ 複合ニーズを抱えるケースに対する役割分担、方針プラン決定及び評価
- ・ 既存資源で対応できない支援ニーズに対応する社会資源の開発 etc.

構成：

- ・ 主催：多機関協働事業者
- ・ 町の関係各課
- ・ 包括的相談支援事業者
- ・ アウトリーチ事業者
- ・ 参加支援事業者
- ・ 本人(必要に応じて)
- ・ その他必要な者

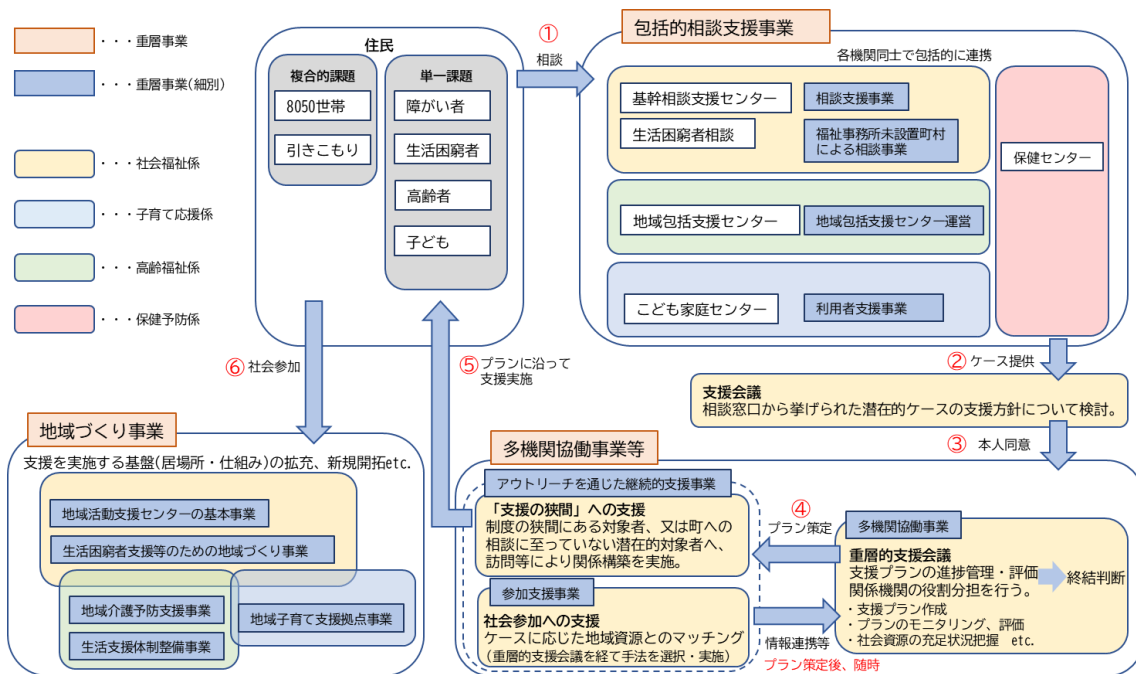
その他：

- ・ 月 1 回の定例開催

### 3 実施体制

本町における重層的支援体制整備事業は、下図に示す枠組みに沿って実施します。

#### ●組織体制



#### ●事業実施の時系列

	接触期	検討期	支援期	評価・終結期
住民	来庁・相談	会議参加 (必要なら)	支援を受ける	継続or終結 意思表示
一次 窓口	相談受付	支援会議 (社会福祉)		本人意思と評価により 継続or終結判断
相談 支援	連携 ケース提出 アセスメント(相談機関)	重層事業による 支援要する	支援を実施	
多機関 協働		プラン作成	モニタリング	評価
現場 支援		多機関プラン 内容に応じて 必要なら作成 プラン作成	各種会議参加	重層的 支援会議 方針決定

Additional details from the diagram:

- 支援会議 (Support Meeting):** 相談窓口から挙げられた潜在的ケースの支援方針について検討。 (Review of support directions for potential cases from the consultation window.)
- 本人同意 (Consent):** 支援会議 相談窓口から挙げられた潜在的ケースの支援方針について検討。 (Review of support directions for potential cases from the consultation window.)
- プラン策定 (Plan Formulation):** 重層的支援会議 支援プランの進捗管理・評価 関係機関の役割分担を行う。 (Management and evaluation of support plans, and role distribution among related agencies.)
- 支援実施 (Support Implementation):** 随時進捗を共有・評価 (Share and evaluate progress as needed).

## 第4章 計画の推進体制・管理・評価

### 1 計画の推進体制

本計画は、第4次御嵩町地域福祉計画に定める「重層的支援体制整備」のうち、事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は事業実施のために必要な事項に特化した内容となります。よって、地域福祉計画と同様に、御嵩町社会福祉協議会の「第2次御嵩町地域福祉活動計画」と一体的に推し進めていく必要があります。そのため、本町と社協が車の両輪のように連携を図りながら、本計画の推進役と町民や各種団体、事業者との調整役としての役割を一層強化し、地域福祉を推進します。

### 2 計画の進捗管理

計画の進捗は年度毎に実施状況等を確認し、地域福祉計画の進捗状況を評価する御嵩町地域福祉計画策定委員会にて進捗の確認・評価を行い、必要な見直しを適宜行います。

### 3 事業の評価

本計画は第4次御嵩町地域福祉計画と一体的に実施するため、地域福祉計画策定時に実施したアンケート結果における課題項目の数値を基に「成果指標」を設定し、進捗状況を確認します。また、改定年度のみ進捗を確認する成果指標とは別に、毎年度評価する「活動指標」を設定し、事業の具体的な実施量についても状況を確認します。これらの指標は重層的支援体制整備事業の実施に伴って、より本町にとって適正な項目、数値を随時検証し、必要に応じて本計画に追加するものとします。

成果指標の評価・検証はアンケート調査等から導き出されるため、地域福祉計画の最終運用年度(令和10年度またはその前年度)に行います。その評価結果は、社会的背景や町の施策等の影響を踏まえて検証を行います。

【成果指標】

課題	項目	実績（R4）	目標（R9）
地域共生社会を目指すネットワークづくり	住民同士での地域課題解決に対する意欲 (アンケート調査 地域課題の解決の方法について「住民同士で協力して解決したい」と回答する割合の増加)	36.1%	40.0%
地域を支える人づくり	ボランティア活動に従事する人数 (アンケート調査 ボランティア活動について「活動している」と回答する割合の増加)	10.9%	15.0%
地域福祉の拠点づくり	住民同士の共助意識 (アンケート調査 地域での関わり合いについて「日頃から助け合っている」と回答する割合の増加)	12.8%	15.0%

【活動指標】

施策	項目	実績（R7）	目標（R10）
断らない相談支援の実施	住民または関係機関等から寄せられる相談に対し、適切な支援機関(内部・外部を問わない)へとつないだ割合	-	100.0%
重層的支援体制整備事業の実施を通じた継続的支援関係の構築・維持または地域社会への参加	①支援会議の開催回数	-	①12回
	②重層的支援会議の開催回数	-	②6回
	参加支援事業を通じて地域活動の場へ参加できた人数(割合)	-	2件 (40%)
部署横断的な連携により支援へつなぐ仕組みの充実	支援プラン作成対象者の内、継続的な支援関係が構築または維持できている割合	-	100.0%
	多機関協働による事案検討件数(継続含む)	-	5件

=====

御嵩町重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年3月

御嵩町役場 民生部 福祉子ども課・保険長寿課

〒505-0192 岐阜県可児郡御嵩町御嵩 1239 番地 1

TEL : 0574 - 67 - 2111 (代表)

<https://www.town.mitake.lg.jp/>

=====